

お客様各位

2022年10月31日

日本無線株式会社 マリンシステム営業部

JMA-1030 シリーズレーダー 開設申請について

本レーダー装置は電波を発射、利用する無線設備となります。本レーダーをご利用の前には電波法に従い無線局の開設申請が必要となります。

無線局を開設するには、下記の2種類の指定様式に必要事項を記載し、

(・無線局免許(再免許)申請書 ・無線局事項書及び工事設計書)

総務省(各総合通信局又は沖縄総合通信事務所)の審査を受けて、総務大臣(各総合通信局又は沖縄総合通信事務所)の免許を受ける必要があります。

ご注意

無線局の開設申請を行わないまま、本レーダーを使用すると電波法第110条の規定により一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されますのでご注意願います。

※電波法の詳細は下記アドレスをご覧ください。

https://www.tele.soumu.go.jp/horei/reiki_honbun/72001000001.html

船舶電子機器に関するお問い合わせフォーム

日本無線株式会社 マリンシステム営業部 TEL:03-5534-1220 FAX:03-5534-1199

お問い合わせフォーム

<https://www.jrc.co.jp/contact/marine>

(補足資料)

無線局の開設に使用する指定書式は総務省の次のURLからダウンロードできます。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/index.htm>

※ 1. 無線局免許申請書及び再免許申請書の様式は、**区分 1** の**別表第一号**
外資規制の対象となる無線局※の場合の**Word**を選択して使用してください。

1.無線局免許申請書及び再免許申請書、変更申請（届出）書等

区分	法令	ダウンロード		
		様式 (Word)	様式 (PDF)	記載要領 (PDF)
1	無線局の免許（再 免許）申請書	別表第一号 W Word (54.5KB)	人 PDF (123KB)	人 PDF (153KB)
		別表第一号 外資規制の対象外 の無線局※の場合 W Word (47.5KB)	人 PDF (116KB)	人 PDF (149KB)
		別表第一号 外資規制の対象と なる無線局※の場 合 W Word (50.0KB)	人 PDF (120KB)	人 PDF (150KB)
		別表第一号 基幹放送局の場合 W Word (51.0KB)	人 PDF (120KB)	人 PDF (139KB)
2	特定無線局の免許 （再免許）申請書	別表第一号の二 W Word (42.0KB)	人 PDF (109KB)	人 PDF (126KB)
3	無線局の変更等申 請書（変更届出 書）	別表第四号 W Word (38.0KB)	人 PDF (104KB)	人 PDF (122KB)

※ 2. 無線局事項書及び工事設計書の様式は、**区分 1 2**の**Excel**を選択して使用してください。

2.無線局事項書及び工事設計書

区分		法令	無線局事項書工 事設計書	ダウンロード		
				様式	様式	記載要領
				(Excel)	(PDF)	(PDF)
12	特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局	別表第二号の三第2	無線局事項書及び工事設計書	X Excel	人 PDF	人 PDF
				(63.5KB)	(140KB)	(160KB)
13	アマチュア局	別表第二号の三第3	無線局事項書及び工事設計書	X Excel (54.5KB)	人 PDF (118KB)	人 PDF (158KB)
14	特定無線局	別表第二号の四	無線局事項書及び工事設計書	X Excel (73.0KB)	人 PDF (126KB)	人 PDF (182KB)

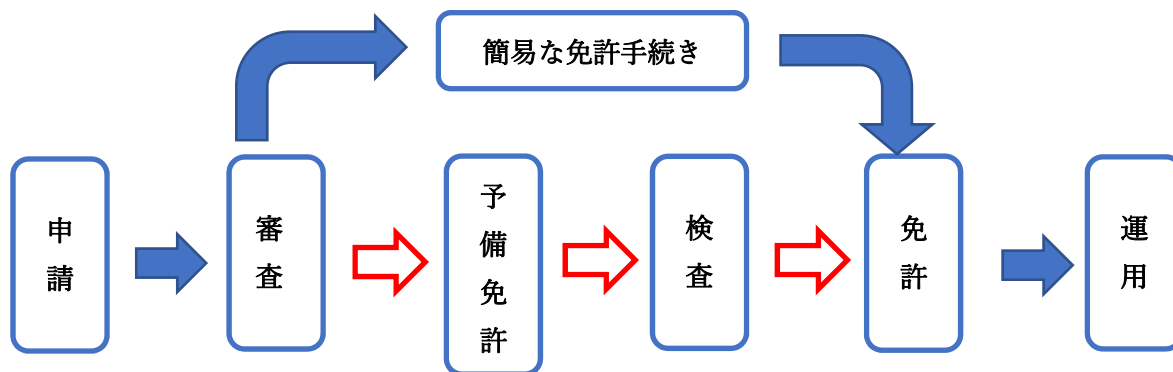
※3. 告示(PDF)には、無線局事項書及び工事設計書記入に必要なコードが記載されています。
なお、本レーダー装置のみを設置する場合の無線局の種別コードは“RO”、電波形式は“PON”、空中線電力は 4kW です。※JMA-1036 の空中線出力は 4.9kW になります。

本レーダー装置は特定無線設備の第 4 種レーダーとして工事設計認証を下記番号にて取得しています。

JMA-1032 (認証番号 001-A02628) JMA-1034 (認証番号 001-A02629)

JMA-1036 (認証番号 001-A07788)

従いまして、本レーダーのみで無線局の開設の手続きを行う場合は簡易な免許手続きで済みます。また、本レーダーのみを開設する場合は 5kW 未満の工事設計認証機のため無線従事者資格は不要です。※但し、本レーダー以外の設備も搭載する場合は条件により無線従事者資格及び無線検査が必要になります。



具体的には、本レーダー装置のみを搭載する場合は予備免許と検査を省略できますので、お客様が無線検査を受ける必要はありません。

ご注意)

1. 免許の有効期間は 5 年を超えない範囲です。継続して使用するためには再免許申請が必要です。免許の有効期間満了前 3 カ月以上、6 カ月を超えない期間内に行う必要があります。
2. 本レーダーのみを設置の場合でレーダーを撤去する場合は、無線局廃止届も必要です。無線局廃止届は各総合通信局または沖縄総合通信事務所のホームページ (URL は P3 の文末) でご確認ください。無線局廃止届が出されない場合は、免許の有効期間満了まで毎年電波利用料を納付することとなります。
3. 本レーダーのみを搭載する場合、定期検査は不要ですが他の無線設備も搭載する場合は定期検査が必要な場合もあります。

重要)

申請時に必要な書類 (個人申請で本レーダーのみを申請する場合)

- ・無線局免許申請書 **※収入印紙貼付**
- ・無線局事項書及び工事設計書
- ・住民票 **※不要な場合もありますので各通信局へ確認願います。**
- ・船舶検査証書 (漁船の場合は漁船登録票)
- ・運航確約書 (免許申請される免許人と船舶所有者が異なる場合)

※上記の種類を正、写しとして 2 部提出

無線局の開設についての問い合わせおよび申請先は、以下の管轄区域別の総合通信局および総合通信事務所へご相談ください。

管轄区域	名称	住所	部署	電話番号
北海道	総務省 北海道総合通信局	〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	無線通信部/航空海上課	(代表) 011-709-2311 (内線4635)
青森県,岩手県,宮城県, 秋田県,山形県,福島県	総務省 東北総合通信局	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎内(12F～15F)	無線通信部/航空海上課	022-221-0659
茨城県,栃木県,群馬県, 埼玉県,千葉県,東京都, 神奈川県,山梨県	総務省 関東総合通信局	〒102-8795 東京都千代田区九条南1-2-1(九段第3合同庁舎)	無線通信部/航空海上課/漁船・レジャー船	03-6238-1747
新潟県,長野県	総務省 信越総合通信局	〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	無線通信部/航空海上課	026-234-9967
富山県,石川県,福井県	総務省 北陸総合通信局	〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	無線通信部/航空海上課	076-233-4451
岐阜県,静岡県,愛知県, 三重県	総務省 東海総合通信局	〒461-8795 名古屋市東区白壁一丁目15番1 名古屋合同舎第3号館	無線通信部/航空海上課	052-971-9180
滋賀県,京都府,大阪府, 兵庫県,奈良県,和歌山 県	総務省 近畿総合通信局	〒540-8795 大阪府中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	無線通信部/航空海上課	06-6942-8541
鳥取県,島根県,岡山県, 広島県,山口県	総務省 中国総合通信局	〒730-8795 広島県広島市中区東白島19-36	無線通信部/航空海上課	082-222-3349
徳島県,香川県,愛媛県, 高知県	総務省 四国総合通信局	〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2丁目14-4	無線通信部/航空海上課	089-936-5021
福岡県,佐賀県,長崎県, 熊本県,大分県,宮崎県, 鹿児島県	総務省 九州総合通信局	〒860-8795 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎	無線通信部/航空海上課	096-326-7840
沖縄県	総務省 沖縄総合通信事務所	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋8街区 5階	無線通信課/航空海上担当	098-865-2315

(上記は2019年5月時点の情報です)

●●部分には船舶の主たる停泊港の所在地を管轄する総合通信局を記載。
※沖縄の場合は、「総合通信局」を削除し、「沖縄総合通信事務所」に変えて記載

無線局免許（再免許）申請書

和暦で記載
※郵送の場合はポストに投函する日で可

年 月 日

●●総合通信局長 殿（注1）

新規の場合「レ」or「■」チェック

印紙を貼ります
消印をしないこと
¥4,600.-

収入印紙貼付欄
（注2）

- ☐ 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- ☐ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- ☐ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。
- （注3）

記（注4）

日本産業規格 JIS X0401 並びに X0402 に規定する都道府県コード及び市町村コードの6桁のうち下1桁を除く上5桁を記載 ※コードが不明な場合は記載を要しない。また、コード記載した場合は都道府県及び市町村の記載は不要

1 申請者（注5）

住 所	都道府県－市区町村コード [○○－○○○] 〒 () 免許人の住所を記載
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 免許人の名前を記載

免許人本人の印鑑を押印
※氏名を実筆で記載したときは押印を省略できる

印

2 電波法第5条に規定する欠格事由（注6）

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	☐ 該当 ☐ 該当しない
外国性の有無	国籍等（同条第1項第1号から第3号まで）	☐ 有 ☐ 無
	代表者及び役員の割合（同項第4号）	☐ 有 ☐ 無
	議決権の割合（同号）	☐ 有 ☐ 無
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	☐ 有 ☐ 無

個人の為
記載不要

- ・「該当」に「レ」or「■」チェック
- ・「無」に「レ」or「■」チェック

※欠格事由の欄の記載方法 (soumu.go.jp) 確認ください

これまで、電波法違反していない方は「無」をチェック

3 免許又は再免許に関する事項（注7）

① 無線局の種別及び局数	無線航行移動局 1局		
② 識別信号	記載不要		
③ 免許の番号	記載不要		
④ 免許の年月日	記載不要		
⑤ 希望する免許の有効期間			
⑥ 備考	4kw 1局×4,600	合計 4,600	申請手数料の総額を記載

総務省 電波利用料ホームページで最新の手数料をご確認ください
 免許申請手数料一覧（平成20年4月1日施行）
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/feestab/>

4 電波利用料（注8）

① 電波利用料の前納（注9）

電波利用料の前納の申出の有無	☐ 有 ☐ 無
電波利用料の前納に係る期間	☐ 無線局の免許の有効期間まで前納します（電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。）。 ☐ その他（ 年）

電波利用料に対して前納を希望する際は「有」をチェックし期間について記載する

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注10）

☐ 1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒（ ） 記載不要
部署名	フリガナ
	記載不要

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ 記載
	記載
電話番号	日中、連絡が取れる電話番号を記載
電子メールアドレス	記載

**個人申請でありリーダーのみを申請する場合の見本
(国際航海に従事しない船舶に限る)**

1 枚目

無線局事項書及び工事設計書		
1	免許の番号	チェックを入れる 記載不要
2	申請（届出）の区分	☒ 開設 変更 再免許
3	無線局の種別コード	RO※1
4	開設、継続開設又は変更を必要とする理由	船舶の航行の安全確保、申請者の事業、業務又はレジャーの能率向上の為
5	法人団体個人の別	法人 団体 ☒個人 チェックを入れる
6	住所	都道府県－市区町村コード 〒（○○○－△△△△） 例：○○県○○市○○町△△番地□□ ※コードを記載した場合は都道府県及び市町村の記 電話番号（○○○）△△△－□□□ フリガナ ○○△△
7	氏名又は名称及び代表者氏名	○○△△
8	希望する運用許容時間	「何時から何時まで」の様に記載する
9	工事落成の予定期日	記載不要
10	運用開始の予定期日	☐免許の日 ☐日付指定：____.____.____ ☐予備免許の日から____月以内の日 ☐免許の日から____月以内の日
11	無線局の目的コード	例）GEN（一般業務用）※1 ☐従たる目的
12	通信事項コード	例）MAA（船舶の航行に関する事項）※1
13	無線設備の設置場所	フリガナ 船舶又は航空機名 ○○マル ○○丸 ※3
14	通信の相手方	☐免許人又は免許人加入団体所属の海岸局 ☐船舶局 ☐その他（ ）
15	識別信号	〔MMSI〕 記載不要
16	停泊港コード	コード番号を記載 ※1
17	主たる停泊港又は定置場	○○港 ※主に停泊している場所
18	船舶又は航空機の所有者	☒免許人 ☐その他（ ） チェックを入れる申請者と相違する場合はその他へチェックしその名称を括弧内に記載する。

日本工業規格
JIS X0401及び
X0402に規定
する都道府県
コード及び市
町村コードの
6桁のうち下
1桁を除く上
5桁を記載【
コードが不明
な場合は記載
を要しない】

24時間を希望する
場合は記載不要

※1 各コードについて下記アドレスの3. 告知 (PDE)を参照してください

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/index.htm>

※2 空中線電力（出力）はTMA-1032/1034（4 kW）・TMA-1036（4.9kW）です

※3 船舶検査書を参照にしてください

2枚目

19 無線局の区別			
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	電波の型式	周波数	空中線電力
	☐ A3E ☐ A2D	27MHz 帯 54波	1 W
	☐ A3E ☐ A2D	40MHz 帯 ()	5 W
	☐ F3E	150MHz 帯 (ch 15-17)	0.8W
	☐ F2B	150MHz 帯 (ch 70)	W
	☐ F3E	150MHz 帯 ()	W
	☐ F1D	161.5-162.025MHz 25kHz間隔の周波数 22波	2 W
	☐		W
	☐ チェックを入れる	出力を記載(JMA-1036の場合、4.9kW)※2	W
	☒ PON	9410MHz	4kW
	☐ QON	9350MHz	0.4W
	☐ F1D	161.975MHz 162.025MHz	1 W
☐ G1B	☐ 406.025MHz ☐ 406.028MHz ☐ 406.031MHz ☐ 406.037MHz ☐ 406.04MHz	5 W	
☐ A3X	☐ 121.5MHz	0.05W	
21 航行区域又は従業制限コード及び航行する海域コード		例) H S K (平水区域) ※ 1	
		※その他 EKK(沿海海域)	
22 船舶番号又は漁船登録番号		〇〇〇-△△△△ ※ 3	
23 用途コード		例) L S R (レジャー船) ※ 1	
24 総トン数		〇〇トン ※ 3	
25 信号符字		お持ちの場合、記載	
26 旅客定員コード		旅客船の場合、記載	
27 長さコード		S 又は L ※ 1	
28 加入海岸局	正加入		
	準加入		

船舶安全法
第8条によっ
て旅客定員
が12名を超
える船舶が
旅客船とさ
れています

12m以上
の場合は
(L)を記
載

※ 1 各コードについて下記アドレスの 3. 告知 (PDE) を参照してください

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/index.htm>

※ 2 空中線電力 (出力) は JMA-1032/1034 (4 kW) ・ JMA-1036 (4.9 kW) です

※ 3 船舶検査書を参照にしてください

3 枚目

29 無線局の区別					
工事設計書	30 機器の種類	31 製造者名	32 検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	33 製造番号	
	☐ 27MHzDSB送受信機 [27D]				
	☐ 27MHzSSB送受信機 [27S]				
	☐ 40MHz送受信機 [40]				
	☐ 150MHz送受信機 (AM) [150]				
	☐ 携帯型150MHz送受信機 (FM) [JP]				
	☐ 固定型150MHz送受信機 (FM) [JU]				
	☐ VHFデータ交換装置 [VDE]				
	☐ 簡易AIS [AIS]				
	☐ 400MHz送受信機 (FM) [400]				
	☐ 双方向無線電話 [LP]				
	☒ レーダー [R]	日本無線株式会社	工事設計認証番号を記載	製造番号を記載	
	☐ 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]		JMA-1032:001-A02628 JMA-1034:001-A02629 JMA-1036:001-A07788		
	☐ 搜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]				
	☐ 搜索救助用位置指示送信装置 [ATL]				
	☐ その他 ()		NCD-2256 SERIAL NO.(例: 英英〇〇〇〇〇)		
	☐ その他 ()	"不明の場合は販売店へお問い合わせください"			
	34 特殊な設備	☐ デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]			
		☐ ナブデックス受信機 (和文) [NRN]			
		☐ 地上無線航法装置 [LRN]			
☐ 衛星無線航法装置 [GPS]					
☐ 無線方位測定機 [ADF]					
☐ その他 ()					
35 附属装置	☐ 選択呼出装置 [S]				
	☐ 変調信号処理装置 [SM]				
	☐ データ伝送装置 [DT]				
	☐ その他 ()				
	☐ その他 ()				
36 A T I S 番号					
37 船舶等識別番号	チェックを入れる				
38 その他の工事設計	☒ 電波法第3章に規定する条件に合致する。				
39 備考					